

司法修習委員会（第25回）議事録

1 日時

平成25年11月1日（金）午後6時から午後8時まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，今田幸子，鎌田薫，酒巻匡，鈴木健太，高瀬浩造，
高橋宏志（委員長），山名学（敬称略）

（幹事）井田良，大須賀寛之，神村昌通，木村哲司，木村光江，小林克典，小林
宏司，出縄正人，中里智美，廣上克洋，巻之内茂，松本裕，村田渉，吉
崎佳弥（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

司法修習の在り方について

（2）今後の予定について

5 配付資料

（資料）

45 司法修習の充実方策について

46 分野別実務修習の充実方策

6 議事

（1）委員の交替

安井委員に替わり，山名委員が新たに任命された旨の報告

（2）報告

（高橋委員長）

今回は，幹事会のワーキンググループにおける司法修習の実情把握の経過，
法曹三者において実施したアンケート調査の結果，これを踏まえたワーキンググ

グループでの検討状況等を御報告いただき、そのような報告内容を前提にして意見交換を行った。そして、法曹三者それぞれに程度の差こそあれ、導入段階の教育の在り方を始めとして修習全体にわたり、様々な問題があるのではないかという懸念が生じたこと、司法研修所においては、委員からの意見も踏まえつつ、引き続き幹事の皆さんの協力を得てワーキンググループでの議論を重ねながら、導入段階の教育の在り方を始めとする問題について適切に検討を行い、問題に対する取組を具体的に示してもらえようをお願いをしたところである。

そこで、まず、前回以降のワーキンググループでの検討状況について、吉崎幹事から報告をお願いしたい。

(吉崎幹事)

それでは、資料に基づいて説明させていただく。

まず、資料45は、司法修習の充実方策に関する基本方針について、ワーキンググループにおける現状の到達点を記載したものである。

左の上の囲みには、法曹養成制度検討会議の取りまとめにおいて司法修習の内容に関して指摘された部分の要旨が記載されている。とりわけ赤い字で記載されているところが、要点である。

続いて、その下の枠には、法曹三者による分野別実務修習担当者に対するアンケート結果等を記載している。前回の委員会でも御議論いただいたアンケートの関係については、法曹三者に温度差はあるものの、修習生の中には修習開始時点での、要件事実の考え方等の理解等が不足している者がいるとの指摘があったといった点が1点目である。2点目として、分野別実務修習の内容に相当のばらつきがあり、検察・弁護のアンケートによれば、各分野別実務修習終了時においても必要な能力を身に付けていないとの指摘もあった。3点目として、検察・弁護のアンケートによれば、導入的教育として相当期間の司法研修所教官による集合修習を行うべきであるという意見があったといったところである。

これらを踏まえ、右の大きな枠に記載されている司法修習充実の基本方針が、

法曹三者によって協議の整った現状の到達点である。

少し詳しく申し上げますと、1項目は、司法修習委員会では、これまでの司法修習の運営に特段の問題があるとは認識していなかったが、検討会議の取りまとめ、アンケート結果等を受けて、今後は修習の実情を把握し、改善すべきは改善するという姿勢で臨むこととするといったところが、法曹三者によるワーキンググループでの議論の一つの到達点として整理された。この司法修習委員会においても、そういった形で臨む方向で御議論いただきたい。

2項目は、修習全体についての実情の把握と分析等の関係である。ここにあるとおり、修習開始段階の修習生の状況、すなわち法科大学院の実務基礎教育を経て司法試験に合格して修習生になった者の知識・能力の状況（その限りで、法科大学院の実務基礎教育の状況や司法試験の状況も視野に入ることになる）、

各分野別実務修習において行われている指導内容、その効果の実情の把握、選択型実務修習、集合修習の状況、修習終了時に法曹としての汎用的基礎力が身に付いている状況等、修習全体について、その実情を把握し、これらを分析して、導入段階の教育を含む修習全体の充実方策を検討するべきであるといった内容で整理された。

3項目は、2項の から までについて修習の実情がつぶさに把握できていないわけではないというのが現状であるが、検討会議の取りまとめ、アンケート結果等、中でも検察や弁護のアンケート結果を踏まえ、現時点で考えられる方策として、すぐ下にある青字 と に記載された点について議論がされている状況にある。

1点目は、不足が指摘されている基礎知識等について、司法研修所の企画する導入段階の統一的教育を行うこととし、導入段階における教育目的、内容、方法については、本資料記載の諸状況を踏まえて現在、ワーキンググループにおいて議論しているところである。

右の矢印で、議論の状況について別に説明するとあるが、この後、法曹三者

幹事それぞれから，導入段階の統一的教育の在り方についての御意見を説明いただくことになっている。

続いて，方策の2点目は，分野別実務修習に関するもので，ガイドラインの策定等により，各分野別実務修習における指導内容を明確化・充実化し，司法研修所は，その各分野の課題の把握と支援を行うといった方策をとることで法曹三者によるワーキンググループでの協議が整っている。分野別実務修習の充実方策については，次の資料46に基づいて追って紹介させていただく。

最後の4項では，今後の実情把握と充実方策の検討について触れられている。今後，継続的に2項の から の実情，それから3項の ， の方策の効果を調査し，これらを分析して， ， の方策を改善する必要があるかを含めて，修習全体について不断に実情の把握と充実方策の検討を行っていく必要があるといったところを整理したものである。不断の実情把握と充実方策の検討は，是非とも，この司法修習委員会を軸としてやらせていただきたく，こちらに書かせていただいた。

ワーキンググループでの議論を通じて， 司法修習の冒頭段階で，何らかの導入的な教育カリキュラムを実施する必要があること， 分野別実務修習について，司法研修所による課題の把握と支援の下，一定のガイドラインを策定するなどして，その明確化，充実化を図る必要があること，以上の2点につき，法曹三者間で意見の一致を見ている。

続いて，資料46は，分野別実務修習の充実方策に関するものである。民事裁判，刑事裁判，検察，弁護という順番に並んでいるが，それぞれのガイドラインとして指摘できる案を掲げている。民事裁判と刑事裁判は，ほぼ同様の内容であるが，起案に関するもの，指導の内容に関するものについて，記載されているような形でガイドラインを定めて実務修習を充実させることとしている。検察，弁護については，いずれも，まだ検討中であるが，例えばということで，この枠の中に書かれている内容について検討が行われているという状況にある。

各分野のガイドラインに関する記載の下に、司法研修所による課題の把握と支援について記載している。各分野別に司法研修所による課題の把握と支援を行うということも踏まえつつ、このガイドラインをきちんと定めて充実させていくべきであるということが法曹三者の一致した見解になっている。

以上の次第で、ワーキンググループにおいて、導入段階の教育の在り方を始めとする問題についての検討を現在、鋭意進めているところである。本日は、先ほど御紹介した資料などを前提として、導入段階の教育の在り方や実務修習本体の改善方策、あるいは実務修習の実情の把握の在り方などについて、各委員から御意見を伺えればと考えている。司法研修所としても、委員からいただいた御意見を今後のワーキンググループでの意見交換にも生かしつつ、問題に対する取組に関する検討を更に進めていきたいと考えている。

なお、前回、日弁連から御説明のあった弁護士会及び指導担当弁護士のアンケートについては、全回答を正式に集計した結果がワーキンググループにて報告されたが、回答内容の傾向等については、前回の御報告と大きく異なる点はないと伺っているので、その紹介は割愛させていただく。

(高橋委員長)

本日、幹事会を開いていただいたが、幹事会における議論の状況の報告を木村幹事長にお願いしたい。

(木村(光)幹事長)

本日、この委員会開催前に幹事会を開催した。

幹事会では、吉崎幹事から、ただいまの御説明と同様に、資料に基づいてワーキンググループでの意見交換の概要について説明があった上で、裁判、検察、弁護、それぞれの幹事の方からワーキンググループでの議論の状況について御説明をいただいた。その上で幹事の皆様の御意見をいただいた。まだ意見の集約を見るには至っていないが、委員会においても同様に御意見を伺って、更にワーキンググループにおいて意見交換を続けたいということで意見が一致した。

以上である。

(高橋委員長)

それでは、先ほど吉崎幹事からも話があったが、配付された資料を踏まえて議論をいただく前に、法曹三者から導入的教育の日数やカリキュラムに関する補足説明をお願いしたい。

最初に、最高裁から小林宏司幹事をお願いしたい。

(小林(宏)幹事)

最高裁が現在、提案しているものは、導入的教育を8日間で実施するという案である。

幹事会のワーキンググループでの到達点については、先ほど吉崎幹事からお話のあったとおりであるが、最高裁として現在どういう検討をしているかという点、法曹養成制度検討会議の取りまとめや、法曹三者による分野別実務修習担当者に対するアンケート結果などを踏まえて、これに応える方策としての導入的教育を考えているという次第である。

その基本的なコンセプトは、法科大学院の実務基礎教育で修得しておくべき内容について不足している知識、能力がある者について、その不足に気付かせて、実務修習期間中、自学自修を行うように促すということであり、法科大学院の教育との連携ということを念頭に置いたものである。併せて、導入段階での統一的教育の機会に、法曹三者の役割あるいは心構え、取調べや関係者対応の留意事項等についても説明を行うということも補足的にコンセプトとして入れている。

8日間の内訳は、3日間を民事関係、3日間を刑事関係、そして最後の2日間をさまざまな役割、心構え等についての講義にあてるという形にしている。

1日目に実施することを考えている要件事実の考え方についてのコマを例にとって説明すると、このコマでは、修習開始前に、修習生に対して、典型的な売買や賃貸借といった法律関係に係る依頼者からの事情聴取結果の模擬記録を送付して、事前の課題として、この事情聴取結果から法律構成を考えさせ、訴訟物や

要件事実の整理をレポートにして提出させることを考えている。修習生は、この課題を解く過程で要件事実の考え方を理解できているかということに直面することとなるし、その上で行う講義において自分に不足している知識に気付くことになる。併せて、この事案に係る証拠関係についても、要件事実の考え方を前提にして訴訟前の段階における事実調査等についても事前課題を出しておいて、レポートなどを提出させることを考えており、代理人としての事実調査や法的分析の基礎についても、自分が分かっているかどうか気付くことになる。

他のコマについても、大体、同様の効果が上がるように考えている。

こうした教育を行う方法としては、例えば、司法研修所に集合して行う方法であるとか、各実務修習地で行う方法など、色々あると思われ、カリキュラムの内容が確定すれば、その効果や修習生の負担等を考慮して検討していくことになるだろうと考えている。

なお、このようなカリキュラムを考えるに当たって考慮した要素を4点ほど説明する。

これまで、法科大学院の実務基礎教育がされていれば司法修習を分野別実務修習から開始することができるというのが法曹養成課程の整理であったところである。資料45の司法修習充実の基本方針2項に記載された から について、これらの実情把握ができていないのにこれまでの整理を変更する導入教育を行うというのは理由がないのではないだろうかという点が1点目である。

2点目としては、導入教育の期間が長期化することによって、本来、司法修習の中核である分野別実務修習の期間が縮まらないように、できるだけ配慮したということである。

3点目は、実務基礎教育の内容を全て教え直すには少なくとも数か月を要すると見込まれるし、法科大学院教育を受けてきた者や、それと同等の知識、能力を有する者に、そのような教育を繰り返す意味はないであろうと思われ、各自の不足している知識、能力に気付かせて自学自修を促すことにしたという点である。

そして、4点目は、統一的教育を行う以上、この機会に分野別実務修習の効果的な実施のための心構えや留意事項を説明することは合理的と考えてはいるが、そのために期間が長期化しないようにしたい。

以上が裁判所のカリキュラム案の説明である。

(高橋委員長)

次に、法務・検察から、神村幹事をお願いしたい。

(神村幹事)

私どもは、小林宏司幹事の御説明とは少し異なり、生のケースを扱うのが分野別実務修習であり、こうした臨床教育を実施するに当たって適正かつ効果的に実施するために必要となる基礎的な知識とマインド、これをまず身に付けさせる導入教育というのが不可欠であるという認識である。現状では、検察では、各実務庁が4つのクールそれぞれでこうした導入教育を実施しているわけであるが、司法研修所による統一的集合型導入修習が不可欠であると考えている。

これは、やはり当事者法曹、検察においては、被害者や被疑者に直接事情を聞いたり取調べをしたり、警察官に対する捜査の指揮をしたり証拠を点検したりといった、直接的な作業をする中で、混沌とした状況の中から事実認定をし、法律の分析をし、それらを表現し、また、それを踏まえて次の捜査方針を考えるとといったサイクル、ダイナミズムの中でやっていくことになる。生のケースを扱い、臨床教育を行うに当たっては、対被疑者や対被害者とどう関わるか、実際の事実認定とはこういうものだといったようなところを導入教育としてやる必要があるのだと考えており、司法研修所による統一的集合型導入修習として冒頭に行くべきだと考えているのである。

導入教育がなぜ司法研修所の統一的集合型導入修習であるべきかという点については、2つの理由がある。1つは、今、各実務庁で指導官の経験年数等にはばらつきのある状況でやっているものを均質・公平・高水準で行えるということがあり、修習生を指導教官が比較することで個々の修習生の状況をよく把握でき

て、実務修習について、カスタマイズされた個々の修習生にふさわしいプランニングが可能になるということがある。修習生にとっては、自分を修習生全体の中で比較することによって自分の不足点等に気付いて、実務修習においてなすべきこと、修得すべきことといった目標を自覚できるということから、実務修習の向上、密度の濃密化が図れると思う。

もう一つの理由は効率性という点にある。今、4クールでそれぞれに現実に導入教育を実施しているが、これを冒頭で行うことで相当部分を廃止・縮小することが可能であるし、各実務庁は、生のケースを扱う修習に集中できる。

これにより司法修習の充実につながると考え、カリキュラム案を提案しているところである。カリキュラムのポイントを簡略に説明すると、まず冒頭で一番基本的な事項を実務に即して教えた後、実際に演習の形式で修習生に自分でやらせてみて、それを双方向型で講義等で教える。ダイナミズムが重要なので、これを事件送致段階と処理段階の2段階に分けてやる。それから、即日起案を入れることを考えているが、これは、実際に演習等を踏まえてやった事項を修習生自身がどの程度理解できたかを指導教官が把握し、カスタマイズされた実務修習につなげると同時に、修習生自身が自分の問題点、不足点を自覚して実務修習を効率的にできると考えている。

また、三者共同のカリキュラムとして、証拠開示・争点整理演習や証人尋問・被告人質問演習といったカリキュラムを実施することを考えている。

検察のみの導入修習部分はせいぜい1週間程度の分量であるが、法曹三者それぞれがやると全体で1か月ぐらい必要になるのではないかと検討している状況にある。

以上が法務・検察のカリキュラム案の説明である。

(高橋委員長)

弁護士会からは巻之内幹事をお願いしたい。

(巻之内幹事)

弁護士会としては、臨床教育というよりも、もっと実務、職業に密着した実務訓練あるいは職業訓練というべきものを考えており、法務省の発想とよく似ていると思っている。

弁護士会の考えるカリキュラムについての基本的なスタンスは、現行の弁護士実務修習において修習生の多くが直面する課題に対し、スムーズに対処することができるようにすることにより、弁護士実務修習を更に濃密な内容に充実させるとともに、弁護士実務修習以外の分野別修習においても、裁判官、検察官の視点とあわせて弁護士、代理人、弁護人としての視点を持たせることで、短期間であっても効率的・効果的な修習をさせることである。

それから、弁護士業務が現在多様化しており、弁護士実務修習においても修習生は法廷外活動の基礎も修得する必要がある。また、修習生が行政や民間企業等の組織内弁護士として就職することにも配慮する必要がある。そこで、民事弁護のカリキュラムでは、弁護士の法廷外活動も独立のカリキュラムとして加えたい。しかし、裁判所における主張立証は、法曹として必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、説得的表現能力が集中的に試される場面であり、裁判実務の基礎を体験的に修得することは、まさに法曹としてのスキルとマインドのコアな部分を修得することにもなるため、カリキュラムの内容もそのコアな部分にウエートを置いたものを考えている。

刑事弁護についてはちょっと特色がある。刑事弁護のカリキュラムのイメージは、弁護士実務修習で無罪事件を経験することが少ないこと、しかしながら、弁護士登録をすればすぐにでも国選等で無罪事件を受任することもあり得ることを念頭に置いて考えている。

そして、統一的導入修習とする以上、講義は双方向授業とし、修習生同士の意見交換の機会も設け、修習生が自らのレベルを知るとともに、切磋琢磨によりレベルを向上させることができるようにするべきであると考えている。

また、実務を理解させる手法として、起案や演習を行うほか、ロールプレイな

どにより疑似体験をさせるなどの工夫もするべきであると考えており、そういったことを考えると、必要な日数は裁判所案に比べると大幅に増えることとなると考えている。

例えば民事弁護で説明すると、民事弁護単独の講義で14コマ、それから民事裁判、民事弁護の共同講義で4コマ、合計18コマというカリキュラムを考えている。この中には、即日起案等も含まれている。

即日起案の有用性については、委員会に先立つ幹事会でも御報告したが、事前課題で訴状の起案をさせて、それについて講評を加えた上で、それを踏まえて答弁書の即日起案をさせていくというステップアップの機能を考えると、1日だけでも即日起案日を設けることによって大変な効果が上がると考えている。

民事弁護については以上である。

(木村(哲)幹事)

刑事弁護のカリキュラムについて説明する。

修習生を見ていると、事実が重要であるという意識が一番欠けているように見受けられるので、修習の冒頭において、実務家は事実を扱うのである、事実が重要なのであるという意識を十分に刷り込んで、分野別実務修習に送り込まないとなかなか分野別実務修習の効果も上がってこないのではないかと考えている。

また、例えば法解釈についていうと、法学部に行って法解釈を学んでいると、何か正しい法解釈が1つだけあるような、そんな意識になっている修習生も割といるように感じられるが、そういうものではなくて、実は法解釈の答えだってたくさんあるし、事実の見方に関しても、検察、裁判所、弁護士、その三者によって異なる見方があるのだということも同じく刷り込んでおく必要がある。

それを実現するためのものとして、刑事弁護のカリキュラムを考えている。

期間としては、起案を実施するとすると、採点のために最低2週間は必要になり、その他、修習生に視点の転換をさせるためにやりたいことはたくさんあるので、1か月程度の時間が必要であると考えている。

刑事弁護については以上である。

(3) 意見交換

(高橋委員長)

法曹三者から具体的な話をお聞きした。意見交換に入りたいが、意見交換をする上で、大体、5つぐらいの柱があるかと思う。

まず、現在の修習の状況についての認識については、前回は意見交換を行ったが、今日も振り返っていいことだろうと思う。それから2番目の柱が、司法修習充実方策の検討の在り方という角度、3番目の柱が、導入修習を考えるに当たっての基本的な理念、4番目の柱が、導入修習の手法、期間といった具体的、実践的なところを含めた検討、さらに5番目の柱として、私ども司法修習委員会の役割についても、再度、確認をしておくことが有益だと思われる。

そこで、最初に、前回の続きとなるが、現在の修習の状況についての認識をなるべく共有しておきたいと考える。この関係で何か御発言はあるか。

(酒巻委員)

今般の修習内容に関する議論は大きな設計変更であるが、修習全体を充実させるため導入的修習を実施する方向について異論を唱えるつもりはない。ただ、法科大学院制度及び新司法試験の設計や、新司法修習の基本的設計にも当初から関与してきた者として、意見を述べておきたい。

まず、法科大学院の教師として日々法科大学院生と接し、また、法科大学院を修了し、この司法修習委員会の設計した新司法修習を経て現に第一線で法曹として活躍している多数の者の声を直接聞いている者としての立場から申し上げると、導入修習についての議論の努力は理解するが、法科大学院において的確な実務基礎教育を受けて、実際に法曹として実務で活躍している多くの優れた人々から、直接又は間接的に、現在の修習制度について根本的な欠陥があるということ聞いたことはない。制度設計を変更するのであれば、司法修習を体験した者の意見を聞くべきではないか。私の知る限り、この度の基本設計変更について現在

の新しい司法修習を経て法律家として活躍している者は全く関与していないし、その者達の意見も聴取していないであろう。不可解である。

また、30年間学生に法律を教えてきた法律教師としての立場から申し上げると、ありとあらゆる知恵を絞って色々な教育的工夫を凝らしてやってきたが、人を教えるということは本当に難しいというのが実感である。司法修習は法曹養成の締めくくりの大変重要な段階であり、修習指導を担当する者は襟を正して、全知全霊をかけて、将来法曹としての仲間入りをするであろう後輩を指導しなければいけないはずである。指導担当者のアンケートを読むと、修習生の出来が悪いとか、知識・能力が不足しているとかいったことが指摘されているが、その前に、指導する側が、自ら人を教育する準備と能力が備わっているか、そして何をどのように教えるべきか、改めて考えるべきであろう。教えるということは、知識を詰め込むことではない。司法修習の眼目が、法科大学院では不可能な、生の事件に直接触れてそれまでの教育の内容を更に発展・定着させ、汎用性のある基礎力を養成することだとすれば、分野別実務修習にできる限りの時間を投入すべきではないか。

なお、この議論の発端には、法科大学院における実務基礎教育に不十分な点やばらつきがあるということがあろうのだが、私自身は分野別実務修習から修習が開始することで修了生が困ったという話は聞いたことがなく、導入修習として検討されているカリキュラム内容は法科大学院でそれなりにやっているという印象である。とはいえ、法科大学院における実務基礎教育にばらつきがあるということであれば、それを補正する機会を設定することはやむを得ないことと思うが、それは法科大学院で実施すべきことであって、実務修習においては、法科大学院では性質上できないこと、実務修習でのみ可能な事柄をやっていただきたい。

(井窪委員)

私自身は、今般の導入修習に関する議論は、必ずしも、基本設計の変更に関わるものだという印象は受けていない。いかに周到に設計され、慎重に議論され

た制度でも、制度を動かしていく中で、当初は想定されなかった問題が発見されるということは、自然なことであるので、問題点が明らかになったのであれば、それを手直しすればよいように思う。

私自身が修習生のころは、学部でしか学んでいない者が修習生になっていたため、4か月かけて導入的教育を受けていた。現在は法科大学院制度があるので、そこまでの長い期間の導入修習は必要なくなったわけだが、だからといって全くなくてよいとの結論には直ちにはならないと思う。法科大学院における実務基礎教育が前期修習を代替するものではないということは司法修習委員会でも確認されているので、前期修習から法科大学院における実務基礎教育を差し引いた部分を誰がどうやって担うのか、ということになる。その点については、出張講義や弁護導入講義等の工夫をこれまでしてきたのだと思うが、前回御説明のあったアンケート結果は、これまでのやり方では足りない部分があったことを示しているのではないか。

修習生の能力・知識の不足を補うための座学に時間を費やすべきではないとの点は全く同感である。弁護実務修習は、生の事件を通して、依頼者や相手方等の様々な方々と向き合うことによって、弁護士の役割や考え方、実社会における紛争の解決方法を学ぶ場であり、そのためには、単に弁護士の仕事を見学するだけであってはならない。自分で体験してみてその難しさを学び、自分の至らざることに気付くところに教育効果がある。導入的修習を実施する場合の役割は何かと言えば、そのための助走である。例えば、第1クールで弁護修習を受けるとして、いきなり生の事件を扱うことになったときに、まごつくことなく主体的に取り組めるということが大事であり、2か月に短縮された分野別実務修習を効率的にこなしていくには特に重要である。言い換えれば、生の事件と接しなくても学べることは、法科大学院や導入的修習の段階で学んで、生の事件に応用できる知識等を身に付けてほしい。導入的修習は、分野別実務修習の効果を高めるためのものであり、法科大学院において立派な教育をやっていることを前提

としたものである。法科大学院を出たが知識・能力が不足しているという者もいると思うが、そういった者が分野別実務修習に耐えられるようにするという観点から制度設計する必要はない。

(高橋委員長)

酒巻委員が言われたことは、新司法修習を経て法曹になっている者からの調査がないというのがポイントだったと思う。もう少し具体的なところに焦点を合わせて、法科大学院との整合性、連続性というところも含めて御意見を伺いたい。

(神村幹事)

説明を付け加えさせていただきたい。分野別実務修習において生の事件を扱う前には、一定の導入的教育をする必要がある。現在はそれを各実務庁において各クールに実施しているが、現状は、生の事件を扱う時間を削ってしまっており、それを1回にまとめて冒頭に持ってきた方が効率的である。本日御説明した導入的修習のカリキュラム案は、やってもいない座学を新たに組み込もうということを提案しているわけではない。

(鈴木委員)

前回の司法修習委員会の後、何人かの地裁の裁判官、とりわけ旧制度と新制度の両方の修習に関与した人に現状を聞いてみた。そうすると、分野別実務修習に入っていくなり実務修習をやっても無駄であるという意見はなく、2か月という限られた期間をこれ以上短縮されると困るという意見がほとんどで、いかに分野別実務修習を充実させ、ばらつきをなくすかというのが大変だという点で意見は一致していた。修習に入る段階で、実務修習を受けるに耐えないような修習生が多いとの話はなかった。ただ、法科大学院との関係で、各法科大学院における指導内容に若干違いがあり、法科大学院の教育内容に問題がある面もあるかと思う。例えば、旧制度における前期修習では、民事訴訟の一審手続を解説する民裁のカリキュラムがあり、ビデオ教材を使って、事前の準備や合

議といったものも含めた実際の手続の流れを見せて、教官が解説していた。新制度になって、そのビデオを法科大学院に提供したが、法科大学院によっては、こうした司法研修所の作成したビデオを使用したカリキュラムを設けていないところもあると聞く。こういった法科大学院の卒業生が期間の短い分野別実務修習に放り込まれると、目の前で起こっている手続が全体の中でどのように位置付けられるのか把握しにくい、ということを知ったことがある。特定の法科大学院に教育を改善してほしいという話をするわけではないが、法科大学院の教育内容の問題という面もあるように思い、そのために、修習生に対して同様の教育をする必要があるのか、という気がした。

ところで、アンケート結果によると、検察や弁護では、分野別実務修習の終了時点でも必要な能力が身に付いていないとの意見が結構多かったようだが、だからといって二回試験に落ちているかということ、そういう訳でもなく、新修習を経た者が問題を抱えているという話もあまり聞かない。仮に何かしらの問題があるとしても、その原因が、分野別実務修習に入る前の段階でそれに耐える知識・能力が不足していたからなのか、分野別実務修習自体の内容に問題があるからなのか、現状としてはよく分からない。こうした議論をする際には、分野別実務修習の実態というものを十分に検討する必要がある。分野別実務修習のガイドラインという話も出たが、そういうことも考えながら、分野別実務修習の充実というものも考える必要があり、現状をもう少し把握する必要があるのではないかと感じた。

(井田幹事)

修習生の意見を聞くべきであるとの酒巻委員の意見には同感である。法科大学院では、学生が授業評価をしており、厳しいアンケート結果が出て、すべて公開されている。司法修習においても教官等の指導者に対するアンケートを実施していると思うが、現在どういう形で行っており、その結果はどのようになっているのか。

(吉崎幹事)

修習生からの教官に対する評価の把握ということは、残念ながら、個別具体的な形ではしていない。集合修習においては、当該修習生が割り当てられた日の感想や印象を日誌という形で書くということはしており、その中でカリキュラムの内容や教官のパフォーマンスについて記載されることもあるが、具体的に個々の教官についての評価を問うということはしていない。分野別実務修習については、庁によっては終了時にアンケートを提出させているところもあるように聞いているが、庁によって異なり、具体的に把握している状況ではない。

(井田幹事)

アンケートは、人事評価のためではなく授業の改善のために行うものなので、教育効果を上げるためには当然やった方がいいように思う。

(高瀬委員)

ここ数年間議論に参加させていただいて思っていたのは、制度設計において、修習生の立場がほとんど反映されていない、ということだった。今日の議論を聞いていても、修習生はそれによって快適に修習できるのかということが議論されていないように思う。大学や大学院では、学生による授業評価を行うことが一般化している。そういうことも含めて、修習生の立場で議論することが重要だと思っている。法科大学院については、私の感覚では、現状でもそれなりにちゃんと教育をやっていると思うし、ばらつきがあるという点についても、ある程度ばらついた修習生が入ってくるという前提で考える必要がある。分野別実務修習の期間が短いので、集合的な導入的教育を実施することによって、分野別実務修習をより効率的、効果的に実施できる可能性があるのかないのか、ということがポイントだと思う。可能性がないのであればやる必要はないし、可能性があるのであればやればいい。もう1つは、現状の2班制による修習の体制からして、導入的修習のために十分な時間を取るの物理的に不可能になっている。将来的に、何らかの理由で1班制になったり、時間的な余裕ができたりするといったことがあ

れば、その際に制度を設計し直せばいいが、現状を踏まえて考える必要がある。最高裁から御説明のあったような導入的教育については、色々と調査しても、実際にやってみないと分からないこともあると思うが、法科大学院で教育していることを導入的修習で改めて教えるということには全く意味がないと思う。法科大学院で教えていないことで、分野別実務修習の開始前にやることのあるのであれば、それはやる価値がある。理念が変更されなかったとしても、制度設計の変更はありうると思っている。法科大学院と司法修習の間を埋める何かしらをするとはたぶん必要で、その程度がよく分からないが、修習生の立場に立って御検討いただく必要があるのではないか。

(木村(哲)幹事)

修習生の提出する修習日誌には、每期必ず2、3人が前期修習をやってほしいということを書いている。また、修習生と飲んでみると、誰かが、集合修習のような修習を何故はじめにやってくれないのかということを出し、そうすると、周りの修習生がそれに同調し、これをやっていれば分野別実務修習がもっと充実していた、と言う。修習生の視点というものは確かに重要である。

(出縄幹事)

法科大学院で教えている内容を導入的修習でやる必要はないという点は同感である。弁護士の立場からすると、法科大学院でどうしても扱えないものは何かと言えば、生の人間を扱うことである。様々な依頼者や企業がいて、それを修習の初日から扱わないといけない。分野別実務修習は各2か月というが、実日数は40日程度しかない。どのように法律を扱い依頼者と接するかといったことや、事実が大事だということ誰かが先に教えておく、あるいは実体験させた上で実務修習に臨ませれば、より効率的に実務修習を送ることができ、よりたくさんを知ってもらえるだろうと思うことが多々ある。集合修習の弁護の起案を見ると、依頼者のために表現する、依頼者のために事実を拾い出すということができていないという点が典型的特徴である。当事者法曹としての意識が足りない。

2年間法科大学院で教鞭を執っていたことがあり、その前は7年間法学部で演習を担当していたが、自分の教え子をクラスで担当してみても、法科大学院で優秀であったかどうかにかかわらず、同様の傾向を示している。法科大学院では、事実は所与のものとして与えられ、また司法試験的な答案を書くことを最終的には課せられることになるが、そこから、当事者のために説得的な文章を書く、思考する、証拠を収集するということに頭を切り換える必要がある。そのためのロングジットの期間は、もしかしたらないのかもしれない。修習生側の視点が重要だという発言があったが、誠に慧眼だと思う。我々には、修習生がどういう立場でどういうプロセスを経て実務の中に飛び込んでいくかという生の体験がないのかもしれない。導入的修習をすることの意味があるとすれば、それは法科大学院で教えたことを繰り返すことではなくて、教室の中では見たことのないものを実際に経験させてカルチャーショックを与えることにあると思う。このカルチャーショックは、教えるものではなく、実際に一定期間経験して辛い思いをするほかないものであるが、それを分野別実務修習が開始した後にするとすると、実務修習の期間は実質的に減ってしまう。違うカルチャーに突入するための準備、助走期間として、導入的な修習は是非あってほしいというのが、教官として実務修習から戻って来た修習生を受け入れたときの率直な感想である。

(今田委員)

導入的教育について様々な意見が出ているが、あまりにも抽象的だと感じた。何故にそのような議論が実際に教育されている実務の観点から出されるのか、その理由は、おそらく基本設計にあるのではないか。点による選抜ではなくプロセスとしての法曹養成というのが基本的な制度設計、哲学であり、各プロセスが有機的に関連し、蓄積・累積していくことを目指したが、実際の過程は、法科大学院という養成期間と司法修習という養成期間の間にセレクションという異質なものが含まれており、この異質なものが緩やかな選抜であれば目標とする教育プロセスというものが理想的な形で実現できるのだろうが、セレクシ

ョンが厳しい場合は、法科大学院の教育も学生の思考も司法試験により理想から歪んでしまうのではないか。その結果として、理想的な形で修習に入る場合もあれば、かなり厳しい状態で、理想から離れた状態で送り出される者もいるのであろう。ばらつきということが言われるが、それは、法科大学院の実態を反映したばらつきなのだろうと思う。それを受ける側の裁判所、検察、弁護士、そうしたばらつきを持った人たちを前提にしなければならないが、それに対して十分な対応をできるだけの時間と余裕があるわけではなく、限られた時間に効率的にやらなければならないということを考えた場合、接続の不都合というものが出てきているのではないか。制度が悪いというわけではなく、制度設計の微調整を必要としているという状況なのではないか。現在の制度設計に根本的な問題があり見直しを必要としているというわけではなく、接続をもうちょっとスムーズにする手当てが必要なのではないかと思う。しかし、座学を延々とするのはなくて、自学自修という話も出ていたが、接続のところで独学で勉強して、次の段階の予備学修をするような、そうしたドリルみたいなものがあってもいいのではないか。司法試験に受かってから司法修習の開始までの時間で、司法研修所で教官が教えるというのではなく、自分で勉強できる時間とツールを開発することを考えるというのも、接続のための手段としてあり得るのではないかと考えた。現在の制度はきちんとした制度ではあるが、接続がぎくしゃくしている。法科大学院を出て司法試験を受かっただけでは実務修習に円滑に入れられないような者もいる。そうした者に対するケアも少し必要なのではないかと思った。

(高瀬委員)

自分の経験でいうと、1年間大学で臨床研修を受けて何でもできると自信を持ち、2年目に市中の小児救急を扱っている病院に配属となったが、そこで救急外来の子供の患者さんが来た時に、全く手が動かず、何をしたいのか分からなくて、非常にショックだったということがある。法科大学院では知識も技能も教

えられているのであろうし、司法試験に合格した者が司法修習に来ているわけだが、実務修習に出て生の人間を対象とした時に、多くの修習生は何もできないであろう。自分たちができない状況にある、いわゆるコンピテンシーというものだが、知識等は揃っているのだができない自分というものを最初の段階で気付かせる必要がある。そのために必要な時間やカリキュラムの内容は入念に検討する必要があるが、そうしたことを自覚してもらうような何かを盛り込む必要があるのではないか。

(鎌田委員)

法科大学院と司法修習との接続がスムーズにできておらず、その点をどうすればよいかを実際上の問題だとすれば、実のところ、何が足りないのかが分からない。生の事件に対するカルチャーショックにどう慣れるかということであれば、それは生の事件に触れさせるのが一番いいわけで、1か月座学をすることでカルチャーショックがなくなることはないと思う。資料45を見ると、要件事実の考え方が理解できていないとか、法曹としての視点・姿勢に欠けているといったことなどが並んでいるが、大学や法科大学院において合格発表から入学までの間に課題を課して勉強させているのと同様に、我々の大学では、旧試験当時から、司法修習の開始までの間に、視点の転換やそれまで学んだことの再整理も含めて、大学の側で講座を設けてやってきている。何が欠けているかということが分かれば、それを補充するのは、司法修習に入ってから限られた期間を削ってすることなのか、それともその前段階で自らやっておくべきことなのか分かり、あるいは法科大学院教育のばらつきに問題があるとすれば、法科大学院の責任において卒業までの教育内容も含めて見直しをする必要があるということになるが、前提として、何が欠けているのか、何を補う必要があるのかが分からない状況なのではないか。その点を明確にする必要がある。

また、今回の議論は、新修習の理念に転換をもたらすのではないかと懸念している。新修習が開始してからこれまで司法修習委員会で議論してきた中で一番

大事なところは、司法修習の入り口が違うというだけでなく、同時に出口もまた違うのだということにあり、新修習においては、どういう修習生が入ってきて、何を獲得目標にするか、というところが随分変わったということを理解していただくための様々な手立てを講じてきて、ここしばらくそれが落ち着いてきたと思っていたが、分野別実務修習の終了時にも必要な能力が身に付いていないということがあるとするれば、これまでの10年間の議論との関係を考えなければならない。分野別実務修習で旧修習における実務修習と同レベルにするという考えがあるとすると、新修習の理念を根本的に変えないといけないということを示唆することになるように思う。今回の提案で気になるのは、検察・弁護のアンケート結果を踏まえて次の方策を考えるべきである、とされているが、資料46の分野別実務修習の充実方策では、検察・弁護の分野別実務修習で何を指すかという提案がないように思うが、新修習でどこまでのものを目指そうとしているのか、そこに到達するのに、入り口の段階で法科大学院教育との間にどれだけのギャップがあるのかを、精密に議論しないと、具体的な方策は出てこないのではないか。もう一つ、分野別実務修習に入るための実務基礎を司法研修所の教官が1か月かけてみっちり教えます、起案添削もしますということになると、逆に、法科大学院では実務基礎教育はそこそこやっておけばいいんだという方向に流れかねない。私自身は、法科大学院における実務基礎教育にばらつきがあると思っており、その点を解消して実務基礎教育を充実させなければいけないと思っているが、司法研修所でやってくれるのであれば法科大学院ではあまりやらなくていい、といった方向に法科大学院を動かしてしまっているのか、これまでの流れに逆行するのではないか、ということ懸念している。

(木村(光)幹事長)

幹事会における議論の情報提供をさせていただく。旧修習とどこが違うのかという点は、本日の幹事会でも確認した。検察としては、旧修習と同じレベルま

で持っていきたいとのことだったので、カリキュラムもそのためにはどのようなことが必要かという観点から考えられたものだと思います。なお、実務基礎教育について、法科大学院に重ねてなお修習でやる必要があるのかという議論をした際、公的支援の見直しの議論によっては実務家教員の派遣に影響が生じる可能性があることとの関係も考える必要があるという指摘があった。

(井窪委員)

弁護士の場合、社会の幅広い分野で法曹として活動できる最低限の能力は何かということを考えると、一人で世の中に起こる課題に対応するための能力を身に付けてもらうということであり、それ自体は新修習でも旧修習でも大きく異ならないと思う。弁護士の場合には、弁護士名簿に登録された日から、刑事の否認事件で弁護人として対応しないといけないかもしれない。教える側としては、国民に対する最低限の品質保証は必要だと思うが、そのレベルは昔も今もそんなに変わらないだろうと思う。ただ、御指摘のとおり、現在はそれがすべてではないということも理解している。法廷実務家の養成に特化しているわけではなく、幅広い能力が必要とされるわけだが、そういうことを念頭に置いて先ほどの発言をしたということを釈明させていただきたい。

(神村幹事)

分野別実務修習が2か月ずつ4クールで合計8か月あるわけだが、その8か月のうち1か月を新たに削って導入的修習をしようという話をしていない。生のケースを経験させることが司法修習の本質であることは司法修習委員会でも確認されていることで、そういった臨床教育をするために、現在既に、各実務庁でクールごとに2週間を使って導入的な教育をやっているという実情にある。しかし、それでは非効率ということである。集合的な形で教官が実施することによって、質が高まり、期間も短縮でき、それだけ生の事件を扱う期間を増やすことができる、という提案をしている。法科大学院に問題があると言っているわけではなく、現在やっているものを改善すれば、もっと修習生に色々なものを

与えられるのではないかと、弁護士になる方に対しても、様々なものを与えられて実社会に出せるのではないかと、それが国民の利益にもなり、修習生の利益にもなるという発想で提案していることを御理解いただきたい。理念を大きく変えようとしているわけでない。一例を挙げると、ある庁では、集合的な導入教育を実施することにより、各クールでの導入教育を7日間短縮することができ、単純計算すると、28日分ひねり出すことができるので、ここから検察科目で導入的修習に当てる5日間弱を除いた日数を生の事件の修習に当てることができることになる。法科大学院を出て司法試験に合格した後、いきなり分野別実務修習で地方に行ってみると、例えば、修習生が6人で、指導担当は若い検察官という状況になるが、その前に実務の実態を踏まえた一定の訓練をしてから送り出す方が修習生にとっても親切である。実務に熟達し指導にも習熟した者を分野別実務修習の指導担当検事専従としてそろえることができれば理想だが、それはなかなか難しい。

(高橋委員長)

新修習を経験した者からは、問題を感じていないという声もあれば、前期修習をやってほしいという集合修習での修習生の声もあるという。おそらくどちらも正しいのだろうが、我々としてどう考えていくべきか。これまでもそうしてきたつもりだが、司法修習委員会としては不断に調査し改善すべきは改善すべきであるということになり、現状を踏まえると、よりインテンシブにやる必要があるということだろう。

理念的な話になりがちだが、現実はどうなのかを踏まえて議論する必要があるように思う。司法研修所に集めるのかサテライト方式なのかといった技術的な面についても、考える必要がある。そのあたりは司法研修所から見える部分があると思うのだが、簡単に御説明いただけないか。

(吉崎幹事)

司法研修所に集合して、前の期の修習が終了した直後に修習を開始するということになると、現実的な問題としては、入寮の問題がある。修習生を入寮させ

るに当たっては、前の期の退寮手続が必要になるし、清掃等も含めると、中4日ぐらいは必要になる。また、導入的修習が終わった後は、実務修習地に移動することになるが、その場合、いったん元の住所地に戻ってそこから実務修習地に転居することも多いと思われ、そのための移動日を確保するとすると、さらに4、5日必要となる。こうした日程管理の問題があるという点をまず指摘させていただきたい。

(高橋委員長)

制度設計をする上では具体的なシミュレーションもしていく必要があるということ御説明いただいた。

ここで、松本幹事から報告がある。

(松本幹事)

私は、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室の副室長も兼ねているので、推進室の検討状況、特に、司法修習制度に関する検討状況について、簡単に御説明申し上げます。

当推進室においては、法曹養成制度検討会議の取りまとめを受ける形で、法曹養成制度の改革・改善に関する課題について、6人の有識者から構成された顧問会議の御意見をいただきながら検討し、その結果を関係閣僚から成る法曹養成制度改革推進会議に報告するということとされている。

先の法曹養成制度検討会議においては、その取りまとめにおいて、新たな検討体制、これが推進室になるわけだが、その下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院との連携、司法修習の実情、最高裁での検討状況を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的修習や選択型実務修習の在り方を含め、司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得るべきであるとされており、司法修習の制度的な検討は、当推進室のミッションとなっているところである。

法曹養成制度検討会議の場でも、委員から司法修習に関する問題意識の御指

摘があり、さらに自民党、公明党のいずれからも、導入修習、あるいは、前期修習的なものの再構築の必要性を指摘された。

当推進室においては、この検討会議での議論状況や取りまとめ結果、御紹介された法曹三者による修習に関するアンケート結果、あるいは、これまでの修習委員会のもとでのワーキンググループにおける検討状況等を踏まえながら、導入修習の在り方について議論・検討を行ってきたところである。

当推進室では、実務修習をより効果的なものとし、より質の高い法曹を育成するという観点から、制度として集合的な導入修習の創設が必要ではないかと考えている。当推進室においては、ロースクールのばらつきや、ロースクールで教育が不十分な部分を補うために導入的集合修習が必要だと考えているわけではなく、それを自学自修という位置付けを考えているわけでもない。

導入修習の期間、内容、方法については、期間としては1か月程度、内容としては、起案・演習というものが必要だと考えている。方法については、集合修習による双方向的な教育が必要で、サテライト的な、一方的なものでは足りないと考えている。また、導入修習の必要性がロースクールのばらつき等に依拠するものではないので、一時的な制度ではなくて恒常的な制度とすべきだと考えている。

10月11日に開催された顧問会議においてもこのような議論をしてきたところであるが、次回、11月12日の顧問会議でも議論する予定である。

なお、鎌田委員から、導入的修習を仮に設けた場合、法科大学院の実務基礎教育に影響があるとの御指摘があったが、我々としては、導入的集合修習が創設されることによって、法科大学院の実務基礎教育が緩くなるというようなことがあってはならないと思っており、そういう制度設計では当然あり得ないと考えている。

(高橋委員長)

司法修習の在り方については司法修習委員会が検討すべき場ということになるが、現在法曹養成制度全体の再検討が進んでいる。新聞報道に基づくもので予測

に過ぎないが、法科大学院の数はこれから減少するであろうし、実入学者数も減少するであろう。日弁連は司法試験の合格者1500人程度を目指しているなど、様々なことが流動的である。そういう流動的な状況にあることを頭に入れつつ、司法修習という1つの局面を考える必要があり、先が見えない状況においてあまり固い制度を作るのは賢明ではないように思う。

また、現行制度を前提にする限り、司法修習の内容については、司法修習委員会が責任を持っているということも、認識を共通にしているということによろしいかと思う。

(鈴木委員)

話題が変わってしまうかもしれないが、仮に導入的修習を実施するとして、どこで実施するかという問題について申し上げる。効率性、内容的な共通化の意味では、1か所に集める方法、具体的には司法研修所で実施することが考えられるが、他方で、完全に現場から切り離して座学的にやるのがよいのか、現場を見ながら話を聞いた方がより理解しやすいのではないかという観点や、修習生の負担という観点から、期間にもよるが、1か所に集めるのがよいのかという問題もあり、導入的修習を各実務修習地で実施するのも1つの考え方ではないかと思う。導入的修習を実施するとしても、当然には司法研修所ということにはならないと思う。

(井窪委員)

カリキュラムの内容だけでなく、実施に伴う様々な課題も含めて引き続きワーキンググループで検討していただいているようなので、各論に入って意見を述べることは差し控えたい。引き続きワーキンググループでの議論を進めていただき、2案ぐらいに集約した段階で、もう一度議論させていただければと思う。

(鎌田委員)

事態は相当に流動的であり、来年度の法科大学院の入学者は2000人を少し超える程度になるだろうと思う。そうすると、司法試験の合格者数に大きな変動

がなければ、当面は滞留している卒業生がいるので一定の競争率はあるだろうが、徐々に、司法試験に通るための競争に勝つことだけを考えないで、落ち着いた勉強・教育ができる環境になっていくのだろうと思う。法科大学院によって教育目標に多少の差はあるだろうが、私の法科大学院では、導入的修習でやろうと提案されている内容は、かなりやってきたと自負しているし、学生の半分以上がリーガルクリニックで生の事件に触れており、書面の作成もやっている。法科大学院では実務基礎教育をあまりやらなくてもいいという方向に流れていくのではなく、生の現実に触れることで、カルチャーショックを与え、理論学習をしっかりとやる必要性を再認識させてそのモチベーションを高めていくべきではないか。これから法科大学院にある程度余裕が出てくる中で、教育の質を高める方向に議論を持っていく方が、プロセスとしての法曹養成を目指した司法制度改革の理念に合っているだろうと思う。導入的教育は時間に余裕があればあった方がいいと思うが、法科大学院で一生懸命に実務基礎科目を勉強してきた人にとって、せっかく念願の司法研修所に来たのに、こんなことからやらされるのか、ということにならないように、制度を作っていただきたい。

(松本幹事)

司法修習の内容については司法修習委員会が責任を持っているとの御指摘はそのとおりである。ただ、先ほど御説明したように、推進室は推進室で、制度的な観点から、導入的修習の在り方を検討し、結論を出すというミッションを課せられている立場にあることは御理解いただきたい。その結論は、極力、司法修習委員会やワーキンググループでの議論状況と同じ形にしたいと思っており、司法修習委員会でもワーキンググループでも情報提供をさせていただいている。

(井窪委員)

現在、ワーキンググループ等で検討していただいていることが、これまで法科大学院関係者の積み重ねてきた努力を否定するものではないということだけは御理解いただきたい。弁護士についていえば、現在の厳しい状況の中で、登録した

後，一本立ちして立派にやっていけるように育てたいと思い，そのために分野別実務修習を少しでも充実させたいという考えでやっている。法科大学院が尽力されて大きな成果を挙げていることは当然の前提として認めていることも申し上げたい。

(高橋委員長)

出縄幹事の御発言に共鳴した。私の言葉で言い直すと，らせん状に，より高い角度から常に積み重ねていかないといけないということを申し上げたい。私自身は法科大学院で理論教育を担当しているが，原告，被告それぞれの立場からどう考えるかということについてもかなり教えているつもりでいる。こうした理論教育を受けた上で，実務基礎教育では，実務家教員からまさに実務について教わることになる。しかし，これだけでは頭の中には残るが，まだ身に付いてはいないだろう。起案をしても当事者法曹としての意識が足りないといった指摘があったが，司法研修所で教育を受けたとしても，実務家になって初めて，ある日突然依頼者の目が異様に冷たいことに気が付き，当事者法曹としての本当の恐ろしさが分かる，というものだろう。導入的教育をやれば直ちに当事者法曹になれるというわけではない。そうしたステップを踏んで行くことについては，皆さんの理解を共通にできるところがあるのではないかと思う。ただ制度設計においては，11月に修習が開始する現行制度を前提にする必要があり，導入的修習を行うとすぐに正月休みに入ってしまうというような現実的なことも考えながら，様々な考え方を調整してまとめていく道もあるのではないかという感想を持った。

本日の議論としては，ワーキンググループでの意見交換の結果を踏まえ，修習の実情についてはなお実証的な検討が必要ではあるものの，司法修習の冒頭段階で，何らかの導入的な教育を実施する必要があるのは否定できないこと，分野別実務修習についても，司法研修所の各教官室の支援の下，一定のガイドラインを策定するなどして，その充実・改善を図る必要があること，司法研修所と司法修習委員会において司法修習の状況把握を強化していくことについては，大

筋では委員の皆さんの意見が一致したものと考えている。

(4) 今後の予定について

今日の議論を踏まえ、ワーキンググループで更に議論し、次回の司法修習委員会までに導入的修習の具体的内容及び方法、分野別実務修習の改善方策について取りまとめを目指していただきたく、更なる具体的な検討をお願いする。

次回については、ワーキンググループでの検討結果を再度お聞きして、引き続き議論をしたいと考えている。次回の司法修習委員会は、12月3日午後3時から開催したい。

以上をもって、第25回司法修習委員会を終了する。

(以上)